

環生第 12-145 号

三重県文化審議会

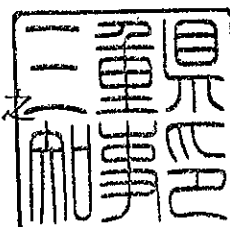
「第 2 次三重県文化振興計画（仮称）」の策定について、貴審議会の意見を
求めます。

令和 8 年 8 月 28 日

三重県知事

一見

勝之



諮 問 理 由

県では、令和５年９月に施行した「三重県文化振興条例」第９条に基づき、文化の振興と文化により生み出される価値の活用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「三重県文化振興計画」（計画期間：令和６年度から令和８年度までの３年間）を令和６年３月に策定し、「文化の力で心豊かに活力ある三重を実現」を基本目標として取組を推進しています。また、本計画は、文化芸術基本法に基づく地方文化芸術推進基本計画としても位置づけしており、国の文化芸術施策との整合を図りながら、本県における文化振興を推進しています。

「三重県文化振興計画」は令和８年度をもって計画期間が満了することから、第２次計画の策定に向けた検討が必要となっています。計画策定後も、人口減少や少子高齢化の進行、デジタル技術の急速な普及、文化活動の担い手の多様化など、文化政策を取り巻く環境の変化は続いており、文化が持つ価値を観光、教育、福祉、まちづくり等の各分野に生かす取組の重要性も高まっています。

このため、こうした社会情勢の変化や新たな政策課題を踏まえ、引き続き、本県の文化の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、条例第９条に基づく「第２次三重県文化振興計画（仮称）」の策定について貴審議会の意見を求めるものです。

「第 2 次三重県文化振興計画（仮称）」策定に向けたスケジュール（予定）

○令和 8 年

8 月 28 日（金）

令和 8 年度第 1 回三重県文化審議会

- ・「第 2 次三重県文化振興計画（仮称）」の策定について
諮問

11 月

令和 8 年度第 2 回三重県文化審議会

- ・「第 2 次三重県文化振興計画（仮称）」中間案の審議

12 月～1 月

パブリックコメント、市町等への意見照会

○令和 9 年

2 月

令和 8 年度第 3 回三重県文化審議会

- ・「第 2 次三重県文化振興計画（仮称）」最終案（答申案）
の審議

3 月中旬

知事への答申

3 月中旬

教育委員会への意見照会

3 月下旬

「第 2 次三重県文化振興計画（仮称）」策定（公表）

「三重県文化振興計画」の取組状況と課題

文化の振興及び文化により生み出される価値の活用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定した「三重県文化振興計画」に基づき、環境づくりや人材育成など4つの基本方針で施策を展開しました。

これまでの取組状況と今後の課題については、以下のとおりです。

●基本方針1 環境をつくる ～文化にふれ親しみ、創造できる環境づくり～

【成果指標】

指標	R6 目標 実績	R7 目標 実績	R8 目標
参加した文化活動、生涯学習に対する満足度（※1） ※みえ元気プランのKPIと同一	74.6% 76.9%	75.6% 77.9%	76.6%
県立文化施設の利用者数(※2) ※みえ元気プランのKPIと同一	130 万人 147 万人	130 万人 117 万人	140 万人

※1：県立文化・生涯学習施設が実施した展覧会、講座、公演事業および歴史・文化資源を活用した事業におけるアンケート調査で、「満足」「やや満足」「やや不満」「不満」のうち、その内容について「満足」と回答した人の割合

※2：県立の図書館、博物館、美術館、斎宮歴史博物館および三重県総合文化センターの利用者数

【取組状況】

県立文化施設において、魅力的な展覧会・公演・講座等を実施し、県民が文化にふれる機会を継続的に提供したほか、令和6年度の県総合博物館開館10周年、県総合文化センター開館30周年、斎宮歴史博物館開館35周年では、各県立文化施設が連携して、県民の皆さんが主体的にふれ親しむ機会を提供しました。

県総合博物館が県総合文化センターと連携して実施した「金曜ロードショーとジブリ展」（令和7年1月31日から4月11日）の観覧者数は23万人を超え、県総合博物館開館以来最多となりました。

県立美術館では、障がいのある方、不登校の児童生徒、孤立の課題を抱えた人など、誰もが作品を楽しく鑑賞できるプログラムの開発に取り組みました。

斎宮歴史博物館では、令和6年度に開館35周年記念展として開催した春季企画展の観覧者数が過去10年で最多となりました。令和7年度も引き続きイベントや誘客

キャンペーンに取り組み、年間入館者数の増加につながりました。

子どもたちが本物の文化・芸術に触れる機会を提供するため、県内の文化施設と実演家等が協働し、小学校・特別支援学校等へのアウトリーチをのべ130校実施しました。

文化団体等への新たな支援のあり方を検討するため、他県のアーツカウンシルの取組事例の調査、県内文化団体等の現状を把握するアンケート及び地域の文化振興に寄与する団体を対象にグループヒアリングを実施するとともに、専門家の助言を受けながら議論を重ねました。

【課題】

- ・ 県有文化施設へのアクセスが困難な方への文化体験機会の確保
- ・ 障がい者等向けに提供するサービスの周知及び利用促進
- ・ 子どもが文化に触れる機会の充実
- ・ アーツカウンシル機能の検討と文化団体等への具体的な支援方法の確立

●基本方針2 人を育てる ～文化を育み、継承する人材の育成～

【成果指標】

指標	R6 目標 実績	R7 目標 実績	R8 目標
文化や芸術の鑑賞・体験授業に参加した児童生徒等の人数(※1)	30,200 人 32,994 人	31,800 人 19,201 人	33,500 人
文化振興に係る人材の育成を目的とした事業の参加者数(※2)	1,520 人 2,672 人	1,730 人 2,832 人	1,950 人

※1：県立文化施設が実施する児童生徒等の文化や芸術の鑑賞・体験を目的とした事業に参加した人数

※2：県立文化施設が実施する文化振興に係る人材(若い芸術家や文化振興を担う専門人材)の育成を目的とした事業の参加者数

【取組状況】

若手のアーティストの育成については、高校生向けに演劇の知識や技術習得を目的にした実践的なワークショップを開催したほか、県内のアマチュア演奏家がプロから直接指導を受けることができる演奏指導を実施しました。

県文化施設では学芸員実習の受け入れや、公共劇場の役割を学ぶ研修を実施しました。

「三重県文化賞」については、三重県の文化振興に貢献し、その活動と功績が優れた個人や団体を表彰することにより、担い手の意欲向上と社会的認知の向上を図りました。

【課題】

- ・ 文化施設が学校や地域と連携した継続的な人材育成の促進
- ・ 担い手の高齢化・後継者不足を踏まえた若い世代の文化活動への参加促進
- ・ 文化を創造する人材や、文化施設の管理・運営に関わる人材など、多様な担い手の育成・確保
- ・ 三重県文化賞等の顕彰制度の普及啓発及び若年層からの応募促進

●基本方針3 歴史をつなぐ ～三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承～

【成果指標】

指標	R6 目標 実績	R7 目標 実績	R8 目標
文化財の保存・活用・継承に向けた支援活動の実施件数(※1)	82 件 91 件	87 件 94 件	92 件
※みえ元気プランのKPIと同一			

※1: 関係団体や市町等とともに文化財の保存・活用・継承に向けて取り組んだ件数

【取組状況】

県内の文化財が適切に保存・活用・継承されるよう、「三重県文化財保存活用大綱」に基づき、歴史的・文化的に価値の高い文化財の指定・登録等の措置を進め、文化財所有者への支援や市町への指導助言を行うとともに、文化財の活用や魅力発信を行いました。

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の追加登録および「海女漁」や「神楽」のユネスコ無形文化遺産登録に向けて、関係市町の支援や学術調査の推進、気運の醸成等に取り組みました。

国史跡「斎宮跡」について、実態解明のための発掘調査を実施し、斎宮跡出土重要文化財の修理や追加指定に向けた取組を行いました。

三重の歴史的資産等に関する資料の収集や調査研究を行うとともに、展示等による普及・公開に取り組みました。

【課題】

- ・ 三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承への支援

- ・ 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の追加登録及び「海女漁」や「神楽」のユネスコ無形文化遺産登録に向けた環境整備
- ・ 地域の文化財を観光やまちづくりなどに活用する取組の充実
- ・ 担い手不足等により継承の危機にある地域の祭りなどの民俗文化財の伝承

●基本方針4 文化を生かす ～文化を生かした地域の活性化と魅力の発信～

【成果指標】

指標	R6 目標 実績	R7 目標 実績	R8 目標
県立文化施設を中核とした文化観光ルートを構築した地域数(累計)(※1)	2件 3件	3件 4件	5件

※1: 県立文化施設を起点とし、県内5地域(桑名・四日市地域、斎宮・伊勢地域、鳥羽・志摩地域、伊賀・名張地域、東紀州地域)を結ぶ「文化体験ルート」を想定し、構築できた地域数

【取組状況】

県の文化に関する施策等を紹介するホームページや SNS において、県立文化施設や文化団体などの魅力的な文化情報を積極的に発信しました。

斎宮を核とした文化体験ルートを設定し、新たな文化体験コンテンツの構築に取り組むとともに、県内4地域の文化体験ルートを構築しました。また、新たにホームページ「巡ろう！三重の文化観光」を公開するとともに、SNS 等を活用した情報発信に取り組みました。

三重県の歴史や伝統文化を学ぶ機会として講座や展示等を実施し、県民の皆さんの郷土愛の醸成につなげました。

【課題】

- ・ 文化資源を活用した地域のにぎわい創出と活性化の推進
- ・ 斎宮歴史博物館の展示リニューアルを含めた史跡斎宮跡の整備促進
- ・ 次期式年遷宮を見据えた、観光振興施策との連携
- ・ ホームページや SNS 等を活用した三重の文化・歴史の魅力発信の強化

みえ県民1万人アンケートの結果について（抜粋）

令和8年1月から2月にかけて実施しました「第4回みえ県民1万人アンケート」について、「文化振興」に関する結果は以下のとおりとなりました。

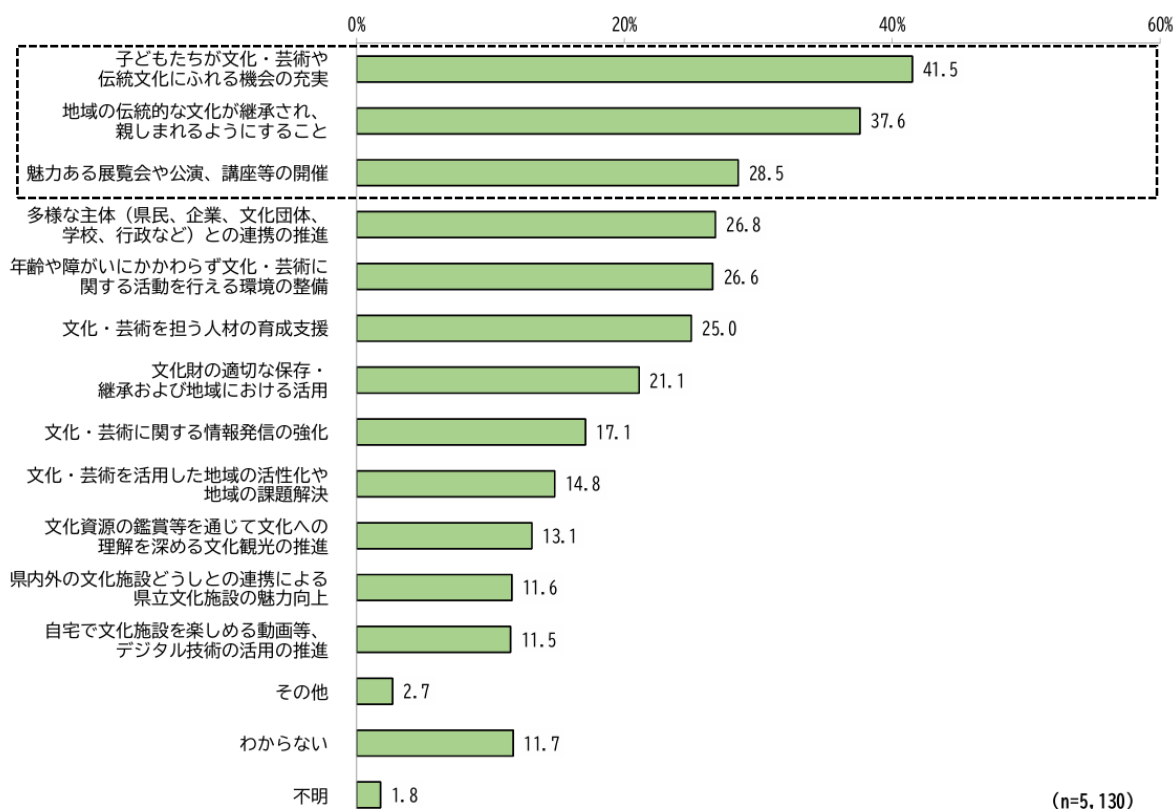
なお、令和5年10月に実施した「今後の文化行政のあり方に関する県民意識調査」の結果もあわせて掲載しております。

- 県は今後どのような文化振興施策に力を入れるべきだと思うかについて質問したところ、「子どもたちが文化・芸術や伝統文化にふれる機会の充実」が41.5%で最も高く、次いで「地域の伝統的な文化が継承され、親しまれるようにすること」（37.6%）、「魅力ある展覧会や公演、講座等の開催」（28.5%）となっています。

（第4回 みえ1万人アンケート 問9）

問9 県は今後どのような文化振興施策に力を入れるべきだと思いますか。

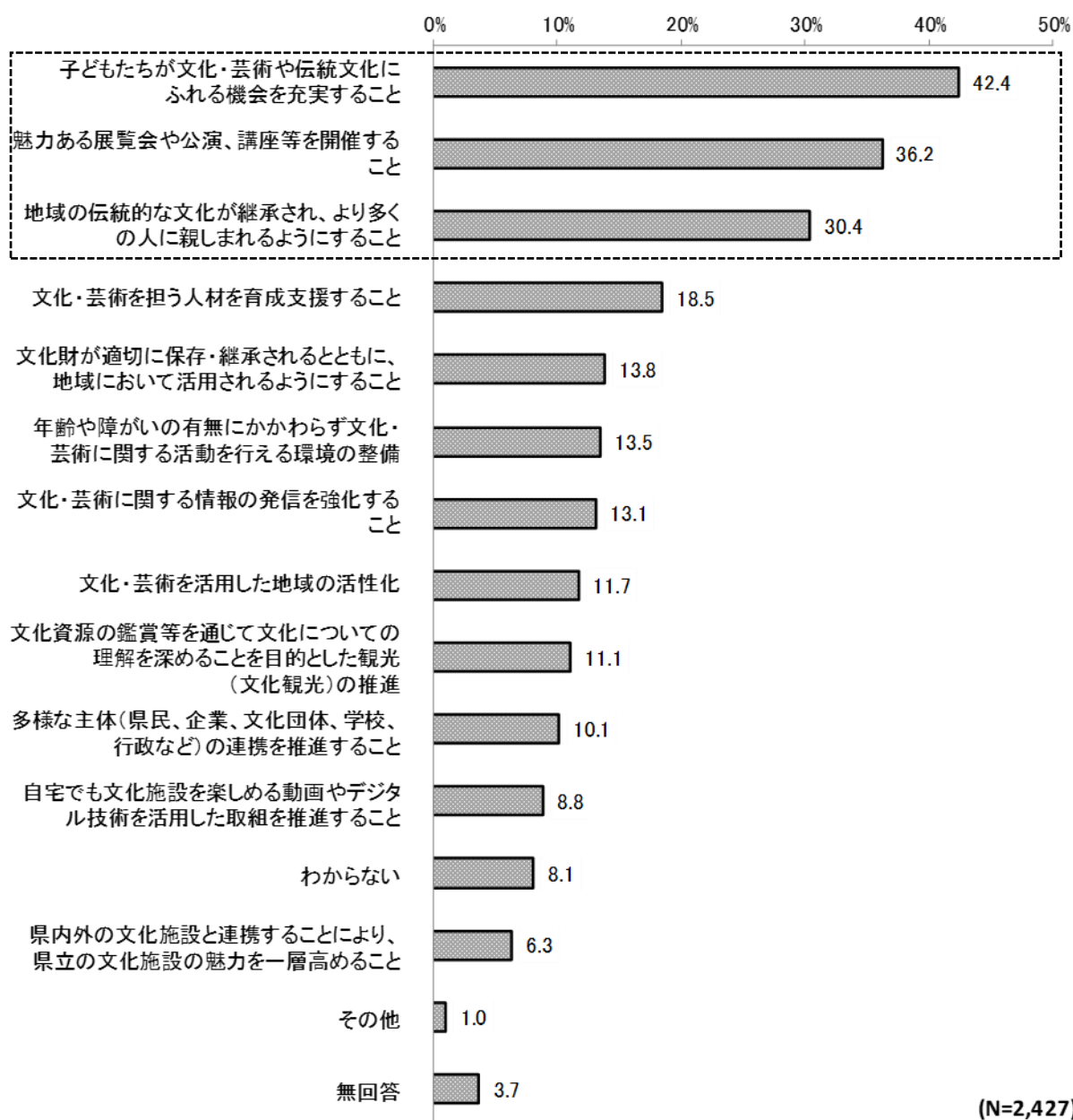
（〇はいくつでも）



(参考：今後の文化行政のあり方に関する県民意識調査（令和5年度実施）)

問 23 県は今後どのような文化振興施策に力を入れるべきだと思いますか。

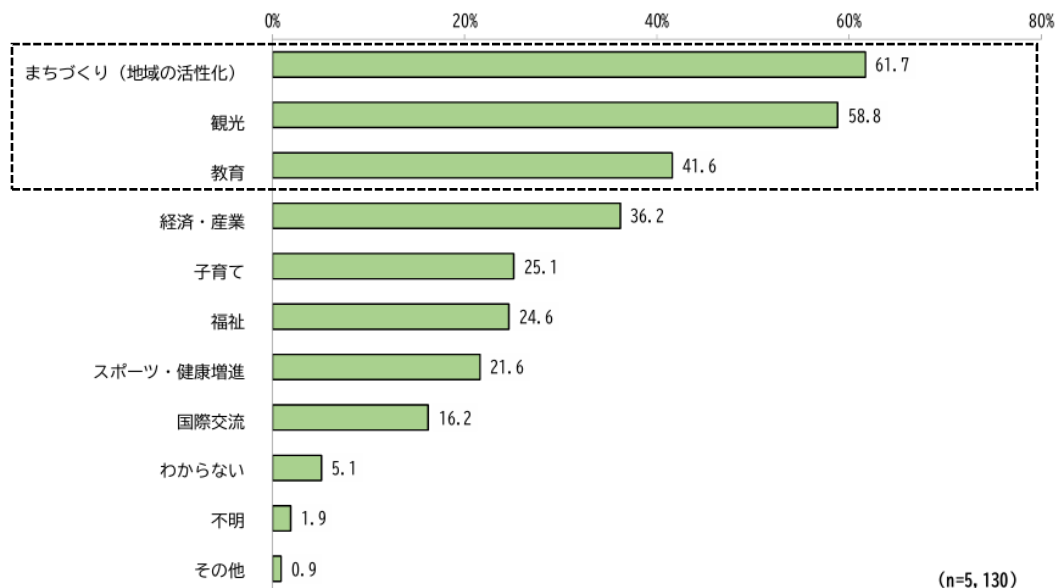
(○は3つまで)



- 文化・芸術をどのような分野に生かしたら良いと思うかについて質問したところ、「まちづくり（地域の活性化）」が 61.7% で最も高く、次いで「観光」（58.8%）、「教育」（41.6%）となっています。

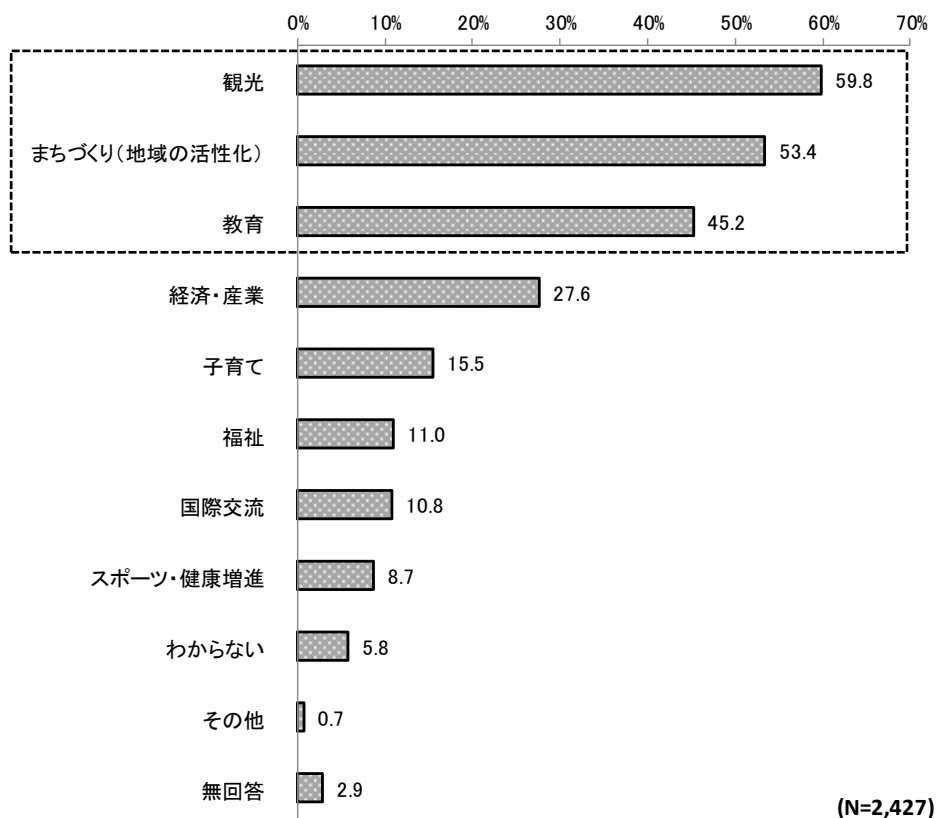
(第4回 みえ1万人アンケート 問9-2)

文化は、観光やまちづくりなど様々な分野と連携することで、新たな価値が生まれ文化の発展につながることを期待されています。あなたは、文化・芸術をどのような分野に生かしたら良いと思いますか。(〇はいくつでも)



(参考：今後の文化行政のあり方に関する県民意識調査（令和5年度実施）)

問24 あなたは、文化・芸術をどのような分野に生かしたら良いと思いますか。(〇は3つまで)



国の動向について

文化振興に関する法律や国の計画は以下のとおりです。これら法律等は「三重県文化振興計画」策定時から大きな方針の変更等はなく、「第2次三重県文化振興計画（仮称）」においても、引き続きこれらの法律等に沿った取組が必要です。

（以下、「三重県文化振興計画」P4～P5 より）

○ 「文化芸術振興基本法」の改正

平成 29 年に、「文化芸術振興基本法」が一部改正され、名称も「文化芸術基本法」に改められました。

この改正では、文化芸術の振興にとどまらず、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の文化芸術に関連する分野の施策についても新たに法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術のさらなる継承、発展及び創造に活用することが示されました。

○ 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の制定

平成 30 年に、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定されました。

同法では、文化芸術は、創造・享受する者の障害の有無にかかわらず、心の豊かさや相互理解をもたらすものであることを基本的な理念に、障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的として、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められました。

○ 「文化財保護法」の改正

平成 30 年及び令和 3 年に、「文化財保護法」が一部改正されました。

平成 30 年の改正では、過疎化・少子高齢化等を背景に、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進、地方の文化財保護行政の推進力の強化を図るため、都道府県が、文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定できることなどが定められました。

また、令和 3 年の改正では、社会の変化に対応した文化財保護の制度の整備を図るため、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度を新設し、幅広く文化財の裾野を広げて保存・活用を図るとともに、地方公共団体による文化財の登録制度及び文部科学大臣への文化財の登録の提案等について定められました。

○ 「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」の制定

令和２年に、文化の振興を観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出するため、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」が制定されました。

同法では、文化資源の観覧等を通じて文化についての理解を深めることを目的とする「文化観光」を推進するための措置等について定められました。

○ 「博物館法」の改正

令和４年に、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、「博物館法」が一部改正されました。

この改正では、博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、同法の目的や博物館の事業、博物館の登録の要件等が見直されました。

○ 「第２期文化芸術推進基本計画」の策定

「文化芸術基本法」の規定に基づき、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、令和５年３月に、今後５年間（令和５年度～令和９年度）における重点取組等を示す「第２期文化芸術推進基本計画」が策定されました。

「第2次三重県文化振興計画（仮称）」の骨子案

○ 計画策定の趣旨

「三重県文化振興計画」がその対象期間を終了することに伴い、これまでの取組状況を踏まえ、引き続き本県の文化の振興及び文化により生み出される価値の活用（以下、「文化の振興等」という。）に取り組むため、三重県文化振興条例（以下「条例」）に基づき、本計画を策定します。

○ 計画の位置づけ

本計画については、条例第9条に規定する、文化の振興等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための文化の振興等に関する基本的な計画として位置づけます。

また、本計画については、「文化芸術基本法」第7条の2第1項に規定する「地方文化芸術推進基本計画」に位置づけるものとなります。

○ 計画期間

本計画の計画期間は、令和9年度（2027年度）から令和13年度（2031年度）までの5年間とします。

○ 取り組むべき課題

- ・ 次代を担う子どもたちをはじめ、誰もが文化にふれ親しむ機会のより一層の充実
- ・ 若い世代の文化活動への参加促進及び活動を支える多様な担い手の育成・確保
- ・ 地域の伝統文化や文化財への関心を高めるとともに、適切な保存・活用を進め、未来に確実に継承していく取組の促進
- ・ 観光、地域づくりなど、さまざまな主体と連携し、文化を切り口とした地域のにぎわい創出と活性化に向けた取組の推進

○ 基本目標

本計画では、このめざす姿の実現に向け、県民一人ひとりが自主性と創造性を発揮し、郷土への誇りと愛着を育みながら、日々の暮らしの中で生きがいと心の豊かさを実感できるとともに、文化の力を生かして、観光や地域づくりなど幅広い分野と連携することで、活力ある三重の実現に取り組むこととし、「文化の力で心豊かに活力ある三重を実現」を基本目標として現行計画を継承します。

文化の力で心豊かに活力ある三重を実現

○ 4つの基本方針

基本目標の実現に向け、計画を推進していくにあたって、現行計画を継承し、以下の4つの基本方針を設定し、本県の文化振興等に関する施策に取り組んでいきます。

- 基本方針1 環境をつくる
～文化にふれ親しみ、創造できる環境づくり～
- 基本方針2 人を育てる
～文化を育み、継承する人材の育成～
- 基本方針3 歴史をつなぐ
～三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承～
- 基本方針4 文化を生かす
～文化を生かした地域の活性化と魅力の発信～

○ 施策の体系

基本目標：文化の力で心豊かに活力ある三重を実現

基本方針	基本施策	取組の方向性
1 環境をつくる ～文化にふれ親しみ、創造できる環境づくり～	(1) 県民の文化に対する関心及び理解の醸成	・文化に関する普及啓発 ・文化について学び、体験する機会の充実 ・イベント等の機会をとらえた関心の醸成
	(2) 県民の鑑賞等の機会の充実	・質の高い文化や芸術を鑑賞する機会の充実 ・文化に関して活動し、創造する機会の充実 ・アウトリーチ活動の推進
	(3) 高齢者、障がい者等の文化活動の充実	・高齢者の文化活動の充実 ・障がい者の文化活動の充実 ・誰もが文化にふれ親しむことができる環境づくり
	(4) 子どもたちの文化活動の充実	・子どもたちが文化にふれ親しむ機会の充実 ・学校教育等との連携
	(5) 文化活動への支援	・文化団体等のネットワークづくりへの支援 ・文化活動に対する支援情報の提供 ・新たな支援策の推進
	(6) 文化施設の充実	・県立文化施設の機能の充実 ・県立文化施設間の相互連携の強化
2 人を育てる ～文化を育み、継承する人材の育成～	(7) 文化の担い手の育成及び確保	・文化の担い手やそれを支える人材の育成と支援 ・文化活動を行うための環境の整備
	(8) 顕彰	・顕彰制度の実施
3 歴史をつなぐ ～三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承～	(9) 三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承	・三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承
4 文化を生かす ～文化を生かした地域の活性化と魅力の発信～	(10) 文化を生かした地域の活性化	・文化資源を生かした地域活性化の支援
	(11) 文化と観光等との連携	・県立文化施設を中核とした文化観光の推進 ・文化資源を生かした観光振興施策との連携 ・伝統産業・地場産業及び食の産業振興施策との連携
	(12) 歴史と伝統文化を生かした郷土愛の醸成	・三重の歴史と伝統文化を学ぶ機会の充実 ・子どもたちへの郷土教育の推進 ・郷土の偉人の業績による誇りづくり
	(13) 三重の文化の魅力の発信と交流の推進	・三重の文化に関する情報の発信 ・デジタル技術の活用 ・文化を通じた交流の推進

○ 計画の推進について

1 各主体に期待される役割

本県の文化の振興等を進めていくためには、県民の皆さん、文化団体等、教育機関、事業者等が、それぞれの立場に応じて主体的に行動し、連携・協働しながら取り組んでいくことが必要です。

各主体に期待されることは次のとおりです。

(1) 県民の皆さん

県民の皆さんは、文化活動の主役であり、本県文化に関する理解や関心を深めるとともに、自主的、主体的に文化鑑賞や文化活動への参加、創作活動などを行うことにより、文化の振興等に積極的な役割を果たすことが期待されます。

(2) 文化団体等

文化団体等は、文化活動を実践することを通じて、文化の各分野を牽引するとともに、担い手の育成や地域文化の継承、発展への寄与など、文化の振興等に積極的な役割を果たすことが期待されます。

(3) 教育機関

教育機関は、子どもたちをはじめとする県民の皆さんの豊かな感性や創造性を育むため、文化に関する学習機会を提供するなど、文化にふれ親しむ機会の創出に努めることが期待されます。

また、高等教育機関等においては、専門的知識を生かした調査研究等を通じて、文化の振興等に積極的な役割を果たすことが期待されます。

(4) 事業者

事業者は、文化についての理解と関心を深め、地域社会を構成する一員として、地域の文化活動へ自らが参画したり、地域の文化活動へ支援することなどを通じて、文化の振興等に積極的な役割を果たすことが期待されます。

2 県の責務

県は、「文化芸術基本法」等の関係法令や条例、県の総合計画及び本計画に基づき、各主体、国や他の地方公共団体等と連携して、文化の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

3 県と市町との連携

市町は、住民にとって身近な行政機関であり、地域における文化の振興等において、その果たす役割は重要です。

県と市町は、相互に連携・協力しながら、施策の効果的な推進を図ることができるよう、県と市町の文化行政担当課が、定期的に連絡調整や協議を行う場を設け、効果的な連携を実現するための仕組みを構築します。

4 県の推進体制

文化の振興等に関する施策の推進に当たっては、観光やまちづくり、福祉、教育等の関連分野における施策との有機的な連携が必要であることから、関係部局との横断的な連絡調整を行いながら総合的かつ効果的に各種施策を実施します。

5 進行管理

毎年度、本計画に掲げる施策の取組状況や進捗状況を把握し、進行管理と評価・検証を行い、その結果を公表することで、PDCA サイクルによる進行管理を行います。

また、評価・検証にあたっては、第三者評価（外部評価）を活用するため、有識者等による「第2次三重県文化振興計画評価・推進会議（仮称）」を設置します。

なお、計画期間内においても、評価・検証の結果や国内外の情勢の変化を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを実施することとします。